

令和2年6月12日

第73期司法修習生 各位

司法研修所企画第二課長 橋 本 聰

選択型実務修習の取扱いについて（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症への対応として、今後の選択型実務修習について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

選択型実務修習のプログラムの多くは外部の機関・施設等に受入れを依頼して実施されていますが、受入先における新型コロナウイルス感染症への対応業務や感染拡大防止の必要性に配慮することが必要です。

そこで、今期の選択型実務修習については、全国プログラム及び自己開拓プログラムの実施を全面的に取り止め、各庁会が提供する個別修習プログラムで外部に受入れを依頼するものについても、地域の状況等を踏まえて実施に問題がないと判断されるものを除いて原則として実施を取り止めることとし、各配属庁会にその旨を連絡しました（個別修習プログラムの実施については、配属庁会から改めて連絡がある予定です。）。これらのプログラムは、主として法曹の多様な活動領域における知識・技法の修得を図るものとして有益なものであり、実施の取り止めは残念ですが、司法修習生は選択型実務修習の趣旨を踏まえ、自己が関心を有する法曹の活動領域について資料や文献を読むなどして自学自修に努めてください。

自己開拓プログラムについては、修習先に受入れを依頼してその承諾を得ている司法修習生もいると思われますが、司法修習生から修習先に連絡し、新型コロナウイルス感染症への対応のため自己開拓プログラムが取り止めになったことを説明してください。

また、分野別実務修習の一部が自宅学修となったことに関連して、各配属庁会では、分野別実務修習の実施状況等を踏まえて、選択型実務修習における深化・補完型プログラム（地裁民事・刑事部での通常事件修習、地検での捜査・公判補完修習、ホームグラウンド修習等）を活用することについて検討しています。司法修習生は、配属庁会の指示に従い、自宅学修となった分野のプログラムを積極的に選択するようしてください。

なお、既に個別修習プログラムの応募を終えている司法修習生がその撤回や変更等を希望する場合には柔軟に対応するよう各配属庁会に依頼していますので、そのような希望がある場合は、配属庁会に申し出てください。

おって、集合修習の実施方法は現在検討中であり、改めてお知らせします。